

(別紙2)

## 県民カレッジ推進事業実施要領

### 1 目的

「県民カレッジ推進事業」は、県民の多様な学習ニーズや学習活動の広域化に対応していくため、県、市町村、高等教育機関・民間教育機関等が連携・協力し、県民が、主体的、継続的に学習活動に取り組めるよう、生涯学習に関する情報や学習機会を体系化して提供することを目的とする。

### 2 定義

#### (1)「県民カレッジ」

県、市町村、高等教育機関・民間教育機関等が実施する様々な学習機会を体系化し県民に提供する総合的な生涯学習情報システム

#### (2)「県民カレッジ講座」

次に掲げる講座を総称して「県民カレッジ講座」というものとする。

##### ア 市町村講座

市町村が主催する講座やイベント

##### イ 県主催講座

県が主催する講座やイベント

##### ウ 高等教育機関・民間教育機関等講座

外郭団体や高等教育機関等（大学、短期大学、高等専門学校）、民間教育機関等主催による講座やイベント

#### (3)「県民カレッジ情報ボックス」

講座実施者が県民カレッジ講座のチラシ類を、県内の連携施設に置くことができる仕組み

### 3 実施内容

県民カレッジ推進事業の実施内容は次のとおりとする。

#### (1) ふくしまマナビ i (福島県生涯学習情報サイト) による情報提供

ふくしまマナビ i により、県民がいつでもどこでも必要に応じて、生涯学習関連の情報が得られるよう、生涯学習への積極的な参加を促す。

##### ア 対象

- ・ 市町村講座、県主催講座、高等教育機関・民間教育機関等講座

##### イ 方法

- ・ 講座実施者が、「ふくしまマナビ i 利用登録者 登録申請フォーム」で申し込む。

##### ウ 内容

- ・ 学級、講座、教室、イベント等

## (2) 県民カレッジ情報ボックスによる情報提供

「県民カレッジ講座」のうち、対象となるものについては、県内のヨークベニマル各店、県出先機関、市町村公民館などの施設内に設置するボックスを活用して情報提供することができる。

### ア 対象となる講座

受講者の対象地域を1市町村内に限定しない県民カレッジ講座（他市町村の住民も参加することができる講座）

### イ 対象外とする講座

(ア) 学校教育法に基づく幼児、児童、生徒、学生のみを対象とした教育。ただし、大学設置基準第31条に基づく科目等履修生制度及び聴講生の制度を設けている場合は対象とする。

(イ) 専修学校、各種学校、農業大学校、高等技術専門学校等において学生を対象とする教育。ただし、聴講生の制度を設けている場合は、対象とする。

(ウ) 主として職場内の職員・社員向けの研修会

### ウ 利用手続き

ふくしまナビ i の利用登録者は、別紙「県民カレッジ情報ボックス」実施要項により、利用申込の手続を行うこととする。

## (3) ニュースレター

震災からの復旧・復興や地域課題に取り組んでいる県内の関係者等の情報を発信・共有し「学びをささえる、いかす、つなげる、ひろげる」ために発行する。

### ア 内容

- ・ 県内の生涯学習施設の紹介
- ・ 県内で行われている生涯学習関連講座の紹介
- ・ 生涯学習関連の講座に参加している方のインタビューから講座の魅力を紹介

### イ 発行

- ・ 年4回程度

### ウ 発行先

- ・ 県内市町村教育委員会
- ・ 県内の公民館、学習センター等の生涯学習施設
- ・ 生涯学習ネットワークフォーラム福島大会参加者
- ・ 県の機関（教育総務課、社会教育課、各教育事務所、地方振興局等）
- ・ 高等教育機関・民間教育機関等（県内大学、公益財団法人・独立行政法人、県立教育関係施設、市町村教育関係施設、カルチャースクール等）

附則 この要領は令和4年4月1日より施行する。

令和6年3月18日改定